

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更
根拠条例・規則等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律
条 項		第 8 条
所 管 部 課		建設局北部建設事務所建築指導課（電話：048-646-3235） 建設局南部建設事務所建築指導課（電話：048-840-6236）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	審査基準は、以下の要件を満たすこと。 ・法第 8 条の定めによる。 ・さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年規則第 76 号）の定めによる。 ・長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱の定めによる。
	設定等年月日	平成 21 年 6 月 4 日設定 平成 30 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	56 日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。
	設定等年月日	平成 21 年 6 月 4 日設定 平成 30 年 4 月 1 日最終改正
備 考		